

# 建設発生土を扱う際の手続きについて

令和8年4月

香川県土木部技術企画課

# 「建設工事から発生する土の搬出先の明確化等」に伴う制度について

## 盛土をめぐる現状

- ・ 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生（R3.7）



## 危険な盛土等を防止するための法改正

【R4まで】再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け（R5以降も継続）

+

【R5.5.1施行】

- ・ 計画書保存期間の延長（1年→5年）
- ・ **建設現場への掲示**を義務化

【R5.5.26施行】

- ・ 受注者が計画書を作成するとき、あらかじめ土壤汚染対策法や盛土規制法等の**手続き状況等を確認。現場掲示も必要。**（手続き自体は発注者が行う。）
- ・ 土を受け取った場合は、**受領書**を交付。

## 1. 再生資源の搬入または指定副産物の搬出前に実施すること【受注者】

### ○再生資源利用（促進）計画書、確認結果票

- ・再生資材を使用または指定副産物を搬出する場合、香川県土木部発注工事では、**搬入・搬出量の大小に関わらず**、全ての工事で計画書を作成し、監督員に説明・**現場掲示**。
- ・建設発生土を搬出する場合、香川県土木部発注工事では、搬出量の大小に関わらず、**上記計画書の添付資料**として**確認結果票**を作成し、監督員に説明・**現場掲示**。

## 2. 建設発生土の搬入後または搬出後に実施すること【発注者・受注者】

### ○受領書

- ・建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出する場合、搬出先の管理者に対して受領書の交付を求める。  
土を受け取った管理者は、**受領書を交付**。
- ・香川県土木部では、県管理ストックヤードも対象。（5年間保存）

## 3. 工事完成後に実施すること【受注者】

### ○保存期間

- ・計画書および受領書は、5年間保存が必要。

